

感染症に係る をお知らせします!



詳細は各担当にお問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。

町民の皆さんへ

特別定額給付金

皆さんの生活支援のために国から一人当たり一律10万円給付します。

【対象】

- ▶ 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている全ての方
- ▶ 受給は世帯主

【金額】1人につき10万円

【申請方法】

▶ 郵送申請

すでに役場から皆さんのお宅へ、家族の特別定額給付金をまとめた「特別定額給付金申請書」を郵送していますので、同封の返信用封筒にて郵送してください。

なお、身分証明書と通帳の写しは、確実に皆さんへ特別定額給付金を給付するため、お忘れのないようお願いいたします。お忘れの場合は、特別定額給付金をすみやかに給付できない場合がありますのでご注意ください

▶ オンライン申請

専用サイトにて、マイナンバーカードを使用し申請。

【申請期限】

令和2年8月19日(水)

☎ 総務課企画財政班 (TEL29-3907)

その他にもこのような支援策があります!

◎町税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税を一時的に納付することができない場合、地方税法により徴収を猶予します。

☎ 町民課税務班 (TEL29-3904)

◎十和田湖地区の下水道使用料の支払猶予

☎ 建設課水道班 (TEL29-3911)

◎介護保険料減免

☎ 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

◎後期高齢者医療保険料減免

☎ 町民課町民生活班 (TEL29-3928)

◎後期高齢者医療傷病手当

☎ 町民課町民生活班 (TEL29-3928)

◎PCR検査の初回料金負担

鹿角市に設置される「鹿角地域感染症仮設診療所」においてPCR検査が必要と判断された町民の初診料を負担。

☎ 町民課まるごと支援班 (TEL29-3926)

学生生活支援給付金

小坂町民に扶養されている、専門学校、短大、大学、大学院、及び職業能力開発校などに就学する学生を支援するため、対象学生一人当たり5万円給付します。

【対象】

次の対象要件を基準日(令和2年4月27日)現在で満たしている方

▶ 平成14年4月1日以前生まれの方

▶ 次のいずれかの学校へ在学されている方

※通信制・通信課程を除きます。

・学校教育法に規定する学校

(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校)

・職業能力開発促進法に規定する学校

(職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校)

▶ 健康保険(国民健康保険、健康保険、公務員共済組合等)で、小坂町民に扶養されている学生の方

※高校生等扶養世帯支援給付金の給付を受ける学生は受給できません。

【金額】対象学生1人につき5万円

【申請方法】

申請書と添付書類(在学証明書、学生本人の「健康保険被保険者証」(コピー)、学生本人を健康保険で扶養親族とする方の「住民票」ほか)を提出してください。申請書(所定様式)と詳細資料は、教育委員会で配布します。

【申請期限】令和2年9月30日(水)

☎ 教育委員会総務班 (TEL29-2342)

高校生等扶養世帯支援給付金

小坂町民に扶養されている、高校などに就学する学生を支援するため、対象学生一人当たり2万円給付します。

【対象】

次の対象要件を基準日(令和2年4月27日)現在で満たしている方

▶ 平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれの方

※学校により平成14年4月1日以前の方も該当します。

▶ 次のいずれかの学校へ在学されている方

※定時制、単位制、通信制・通信課程を含みます。

・学校教育法に規定する学校

(高等学校(◎)、中等教育学校後期課程(◎)、特別支援学校高等部(◎)、高等専門学校、専修学校、各種学校)

※(◎)は、誕生日が平成14年4月1日以前の方も対象です。

・職業能力開発促進法に規定する学校

(職業能力開発校、障害者職業能力開発校)

▶ 健康保険(国民健康保険、健康保険、公務員共済組合等)で、小坂町民に扶養されている学生の方

※学生生活支援給付金の給付を受ける学生は受給できません。

【金額】対象学生1人につき2万円

【申請方法】

申請書と添付書類(在学証明書、学生本人の「健康保険被保険者証」(コピー)、学生本人を健康保険で扶養親族とする方の「住民票」ほか)を提出してください。申請書(所定様式)と詳細資料は、教育委員会で配布します。

【申請期限】令和2年9月30日(水)

☎ 教育委員会総務班 (TEL29-2342)